

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、坂出市西庄土地改良区が土地改良事業（農業水路等長寿命化・防災減災事業（ため池改修事業）西庄新池地区）を行うことについて令和3年12月6日適当と決定した。

その関係書類を坂出市建設経済部産業課において令和3年12月17日から令和4年1月12日まで縦覧に供する。

令和3年12月14日

香川県知事 浜 田 恵 造